

第 12 章(重点分析) きょうだい事例の分析

12.1 目的

本章では、きょうだい間で発生した家庭内の性的問題に対して分析を行い、問題の発生状況を把握する。そして、きょうだい間での被害発生に関わる要因や発生構造について、その個別性と共通項について検討する。

12.2 方法

きょうだいによる加害に該当報告された事例について、関連する調査項目の集計・可視化を行う。このとき、養育者の所見や被害児童との関係に関する情報については、項目数が膨大なため、潜在クラス分析によって要約したパターン(第 9 章参照)を集計に使用する。

12.2.1 使用データと前処理

調査票 B を用いた事例調査のうち、主たる被害児童からみて 「兄・姉・弟・妹」(異父母の場合も含む)のいずれかに「加害者(児)」との回答報告があった事例を抽出した。このとき、個別の続柄に含まれる事例数が 1 件のみであった場合には、異父母である場合と合計して結果を整理する。

12.2.2 適格基準

調査票 B の設問 06 にて、きょうだいの続柄での「加害」に該当がある事例を組み入れ基準とした。また、(1)被害児童ときょうだいの年齢から、きょうだいの続柄が整合するか否かを確認するため、(2)被害児童の年齢が欠損する場合、各種結果の意味を解釈する際に大きな誤りが発生する可能性があるという理由から、被害児童の受理時点年齢が計算可能だった事例(調査回答時点の年齢または受理年月に欠損のない事例)を組み入れ基準に追加した。その他の欠損等は、原則として除外を行わず、個別の集計ごとに記載する。

12.2.3 統計解析

男性および女性養育者に関する所見や、養育環境・世帯情報に関する所見については、それに関連する項目数が膨大になる。了解可能性を高めるため、各所見区分ごとに潜在クラス分析を適用し、抽出されたパターンを集計・可視化に使用した。潜在クラス分析の方法および結果は、第 9 章と同一であり、本章では第 9 章で得られた結果をそのまま援用する。

12.3 結果

12.3.1 データ抽出の結果

組み入れ基準を満たした事例を抽出した結果、98 件のきょうだいによる加害報告事例が抽出された。その他、個別の集計観点からは、加害したきょうだいの知的水準に回答の得られた事例が 64 件、主たる被害児童の受理時点年齢と被害の初発年齢から計算される被害継続年数が算出可能だった 72 件の事例が、それぞれの集計にて組み入れられた。

12.3.2 きょうだいの基本情報

加害報告のあったきょうだいの区分では、「兄」が最も多く、98 件中の 79 件を占めた。これに次いで、被害児童から見て「異父母の兄」が 14 件となり、総じて「兄から妹へ」という加害の構図が大多数を占める結果となった。ただし、一方で「姉」や「弟」を加害と報告する例もある。

「兄から妹へ」という典型例のみではなく、多様な例があることを想定する必要があるだろう。加害報告のあったきょうだいの続柄別件数を図 12.1 に示す。

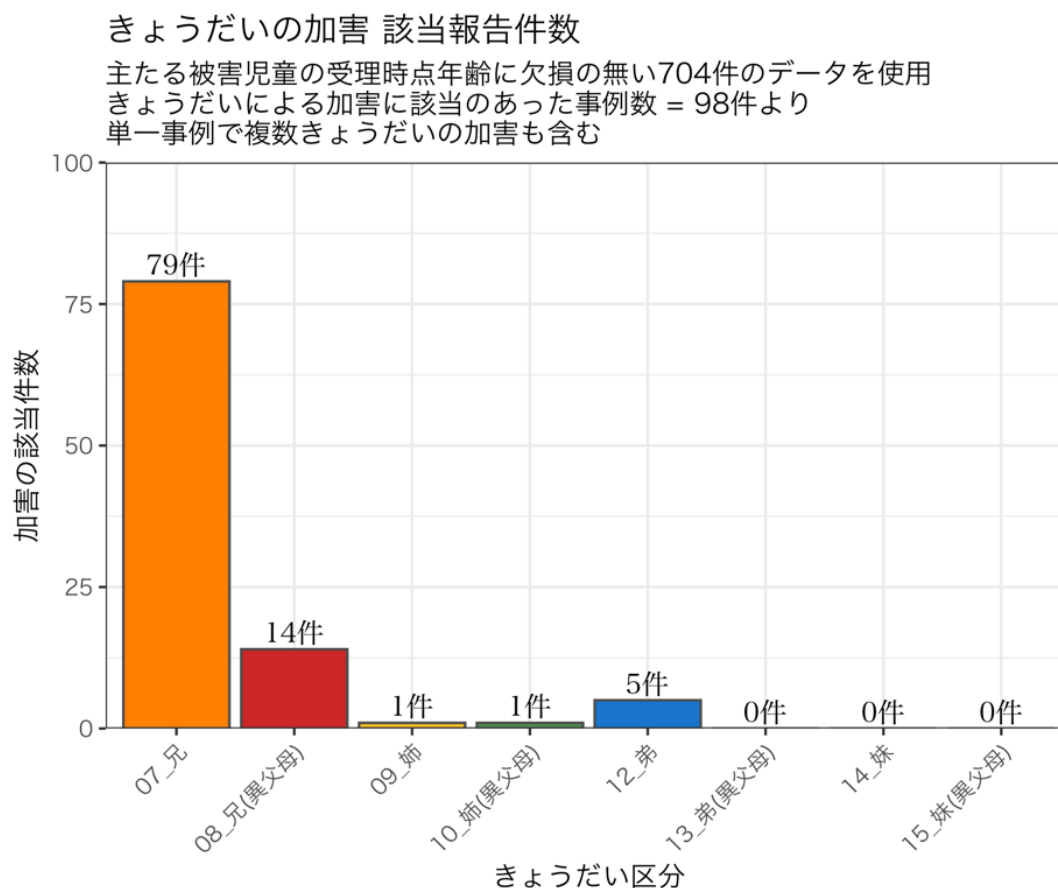


図 12.1 きょうだいによる家庭内性被害: 加害報告のあったきょうだいの続柄別件数

加害報告のあったきょうだいの続柄別での年齢分布を図 12.2 に示す。図の右端に示したとおり、加害報告のあったきょうだいのうち、12 例については年齢が欠損となっている。

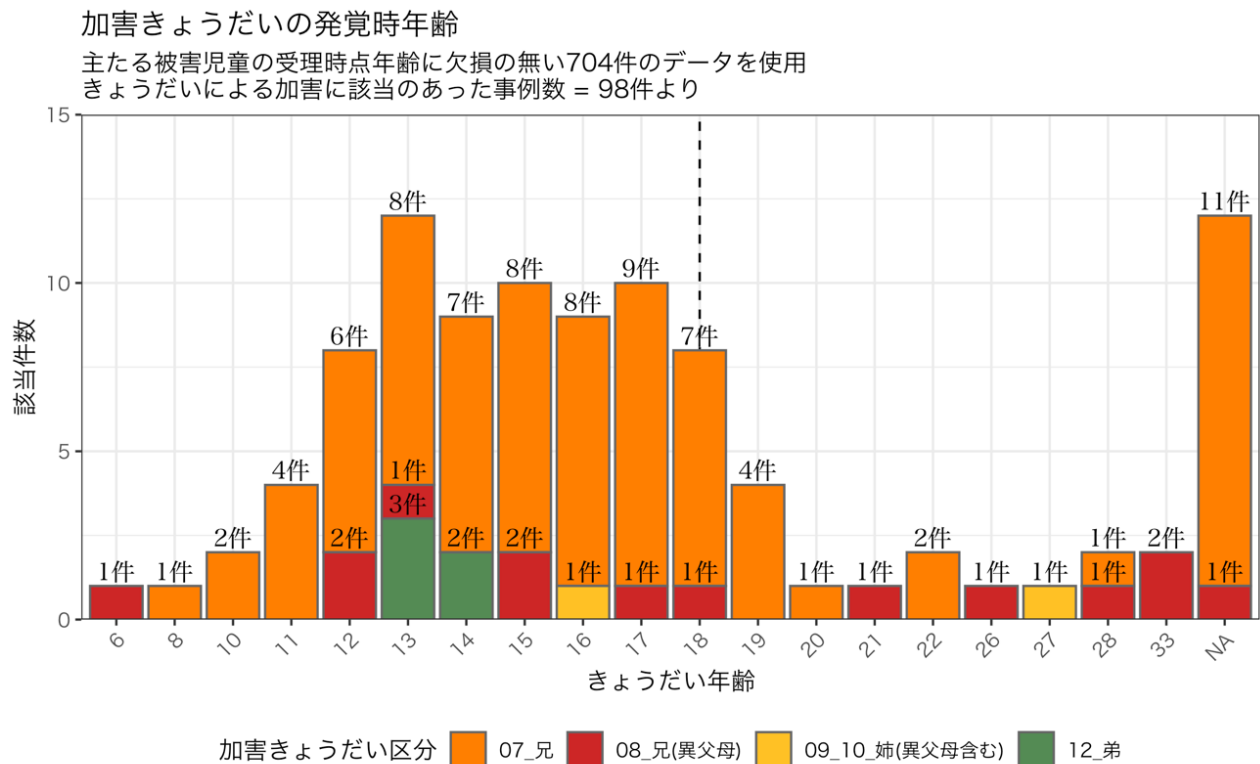


図 12.2 きょうだいによる家庭内性被害: 加害報告のあったきょうだいの続柄と年齢

姉・姉(異父母)による加害報告例はそれぞれ 1 件のみとなっていたため、「姉(異父母含む)」と統合して扱っている

加害報告のあったきょうだいの年齢については、6 歳から 33 歳まで広く分布した。「きょうだい」であるからといって、それが 18 歳未満あるいは未成年であるとは限らないことが示されている。13 歳の加害例が件数上最も多いものの、好発する年齢帯としては、「12 歳から 18 歳頃」と捉えるのが自然であると言える。

12.3.3 被害内容

被害内容については、本事業で例示した被害内容 9 種全てで、該当報告が得られた。主たる被害児童の被害内容に関する結果を図 12.3 に示す。

きょうだい加害事例における主被害児童被害内容

主たる被害児童の受理時点年齢に欠損の無い704件のデータを使用
きょうだいによる加害に該当のあった事例数 = 98件より

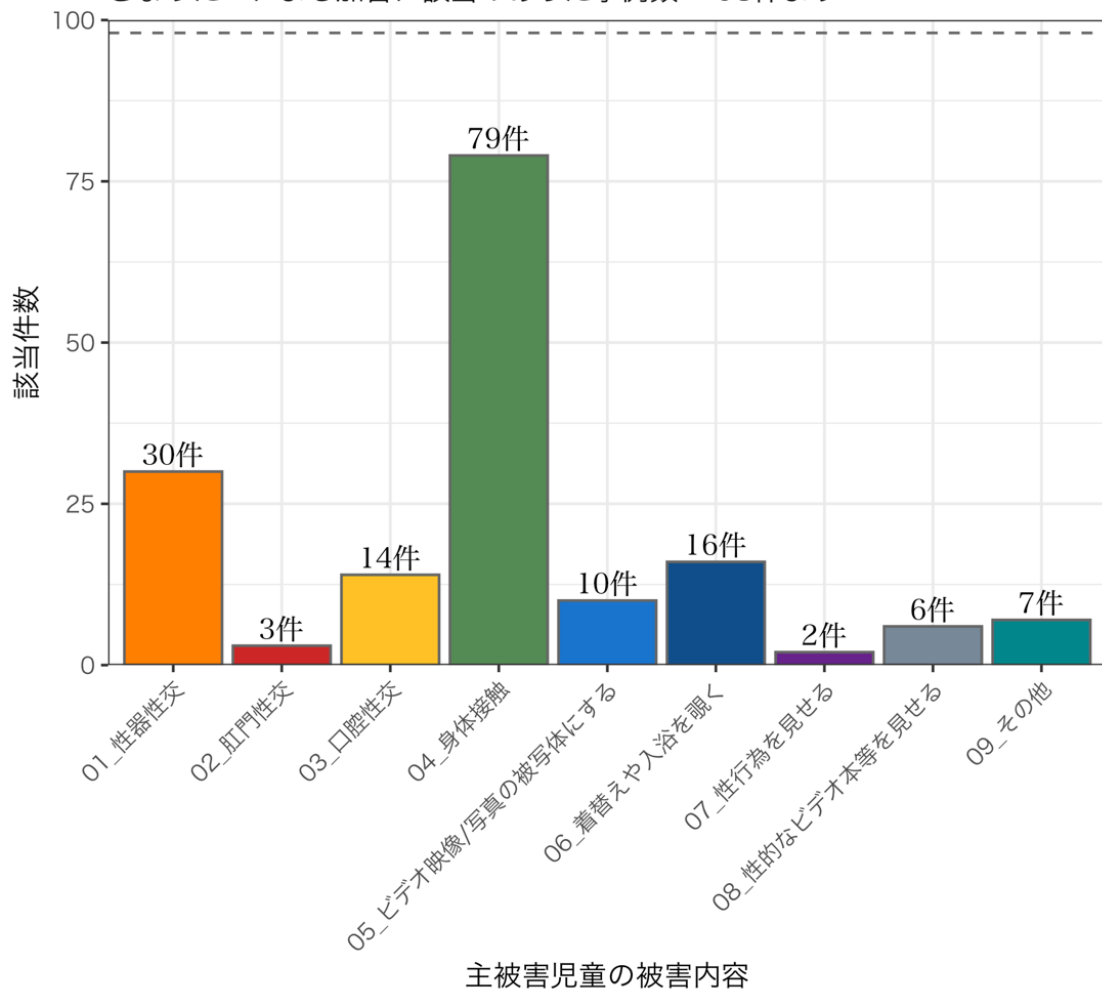


図 12.3 きょうだいによる家庭内性被害: 主たる被害児童の被害内容

98 件の組み入れ事例において、複数回答を含めて「身体接触」が 79 件と最も多く、「性器性交」が 30 件と次いで多かった。「肛門性交」や「口腔性交」など、身体的侵襲性の高い接触性被害も 17 件の該当がある。「映像の被写体にする」、「性行為を見せる」といった非接触性の被害も含まれた。当該被害内容の該当状況から、被害の発生状況にも複数のパターンがあることが想定される。

当該被害の発生頻度については、「常態化」あるいは「断続的」という回答が多く、被害の頻度報告に欠損のない 97 件中、79 件で該当した。すなわち、大半が継続的な被害であったことが示された(図 12.4)。

きょうだい加害事例における被害の頻度

主被害児童の受理時点年齢に欠損の無い704件のデータを使用
きょうだいによる加害で頻度に欠損のない = 97件より

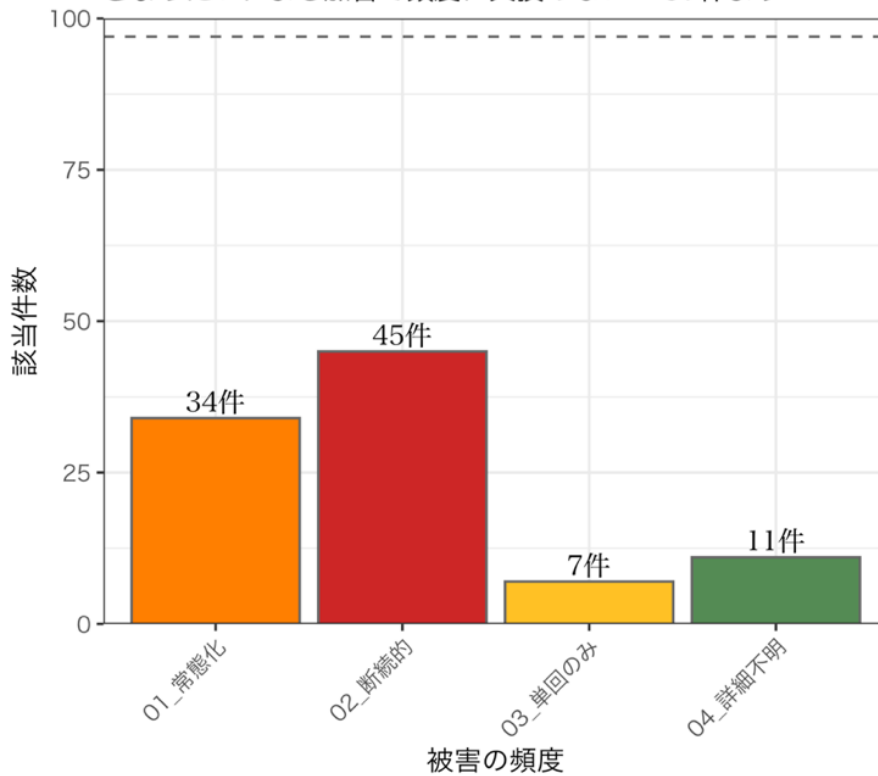


図 12.4 きょうだいによる家庭内性被害: 被害の頻度

被害の継続期間別で確認すると、0 年が 9 件、1 年が 22 件と最も多く、最長 12 年という被害報告例も含まれた。被害児童の受理時点年齢と初発年齢が計算可能だった 72 件の事例情報を元とする結果を図 12.5 に示す。

きょうだい加害事例における被害継続年数

主被害児童の受理時点年齢に欠損の無い704件のデータを使用
きょうだいによる加害で被害継続年数に欠損のない = 72件より

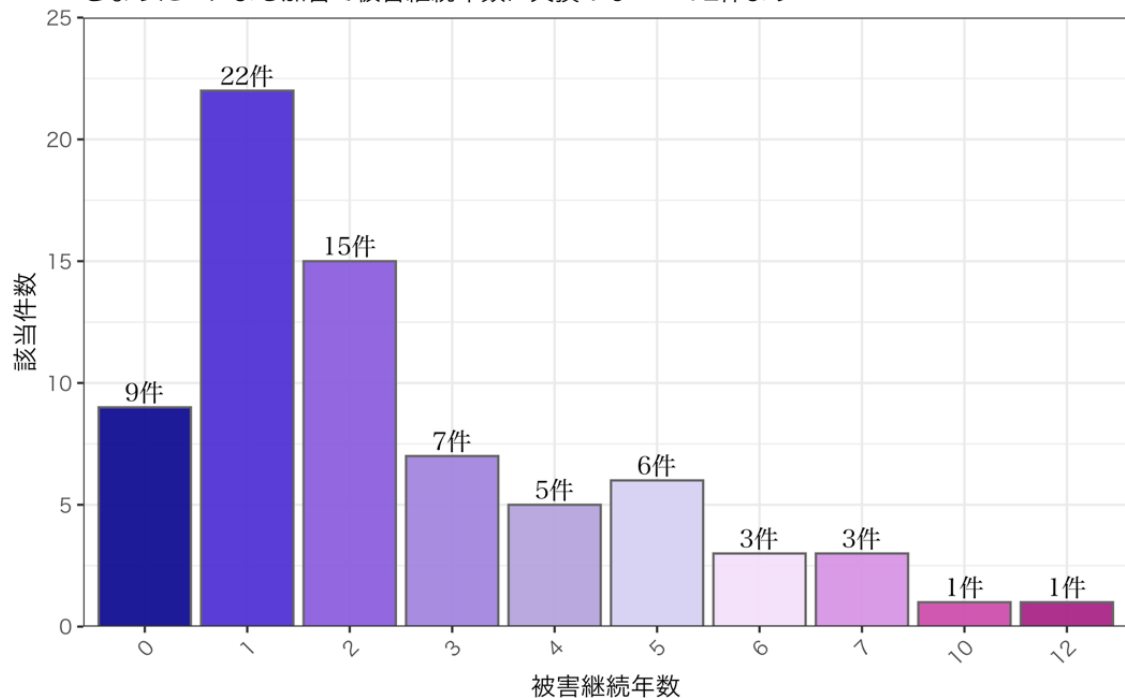


図 12.5 きょうだいによる家庭内性被害: 被害発覚までの継続年数

12.3.4 きょうだいと被害児童の関係

被害児童の基礎情報を踏まえた、きょうだいとの関係について整理する。まず、被害児童の性別は、98 件中 93 件が女兒であり、すなわち、加害したきょうだいから見て「妹(異父母を含む)」あるいは「姉(異父母を含む)」が被害児童であった。ただし、4 例については、男児の被害が含まれている。被害児童の性別に関する集計結果を図 12.6 に示す。

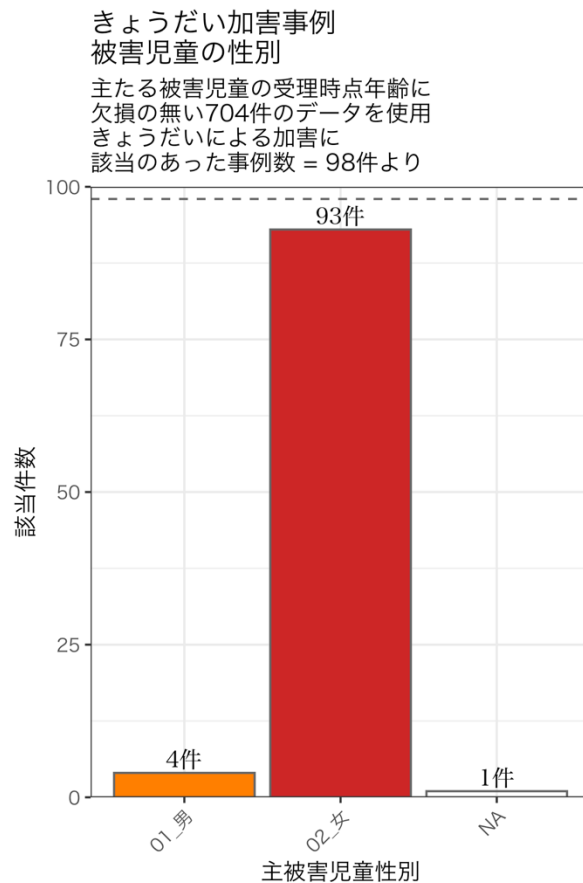


図 12.5 きょうだいによる家庭内性被害: 主たる被害児童の性別

加害報告のあったきょうだいと、被害児童の年齢差に関する情報を図 12.6 に示す。被害児童の受理時点年齢と、加害報告のあったきょうだいの年齢の両者に欠損がなかった 86 件のデータを使用している。

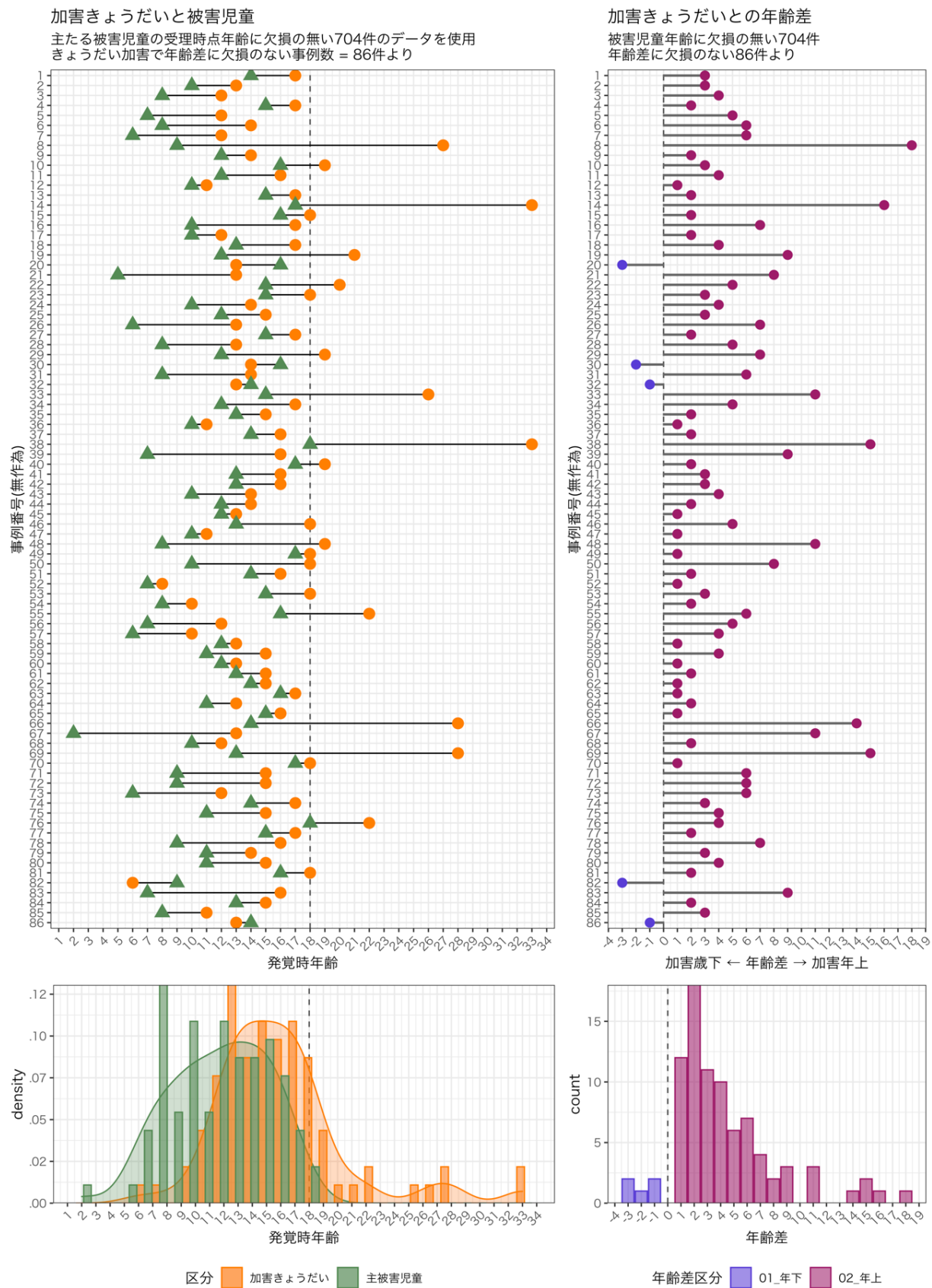


図 12.6 きょうだいによる家庭内性被害
 加害報告のあったきょうだいと主たる被害児童の年齢差

図 12.6 の左パネルでは、主たる被害児童と加害報告のあったきょうだいの年齢を事例ごとに図示している。右パネルでは、加害きょうだいの年齢から主たる被害児童の年齢を差し引いた「年齢差」に関する情報が示されている。

被害児童の受理時点年齢については、2 歳から 18 歳まで広く分布しており、8 歳の該当事例が最も多い。ただし、好発する年齢帯という視点から見ると、小学校低学年から 18 歳まで広く該当があることも読み取れる。加害報告のあったきょうだい年齢との組み合わせからは、比較的年齢の近い関係が多いことが読み取れるが、他方、小学校中学年ごろの子どもに対して、成人したきょうだいからの加害があるなど、一概に年齢の組み合わせを記述することは叶わない。年齢差を示した右パネルの情報からは、86 例中 5 例が「年下のきょうだいから年上の被害児童への加害」であり、それ以外はすべて加害報告のあったきょうだいが、年齢的に上であることが示されている。年齢差の分布は 2 歳差が最も多く、最大 18 歳の差がある例も報告された。「年齢差」は「力関係の差」を示す指標として捉えられる一つの指標と考えられるが、「年下のきょうだいによる加害」が発生しうることも想定する必要があるだろう。

12.3.5 きょうだいと被害児童に随伴する問題、障害等

加害報告のあったきょうだいと、主たる被害児童に随伴する問題、あるいは障害に関する情報を図 12.7 に示す。

きょうだい加害事例における主被害児童の随伴問題・障害

主たる被害児童の受理時点年齢に欠損の無い704件のデータを使用

きょうだい加害で年齢差に欠損のない事例数 = 98件より

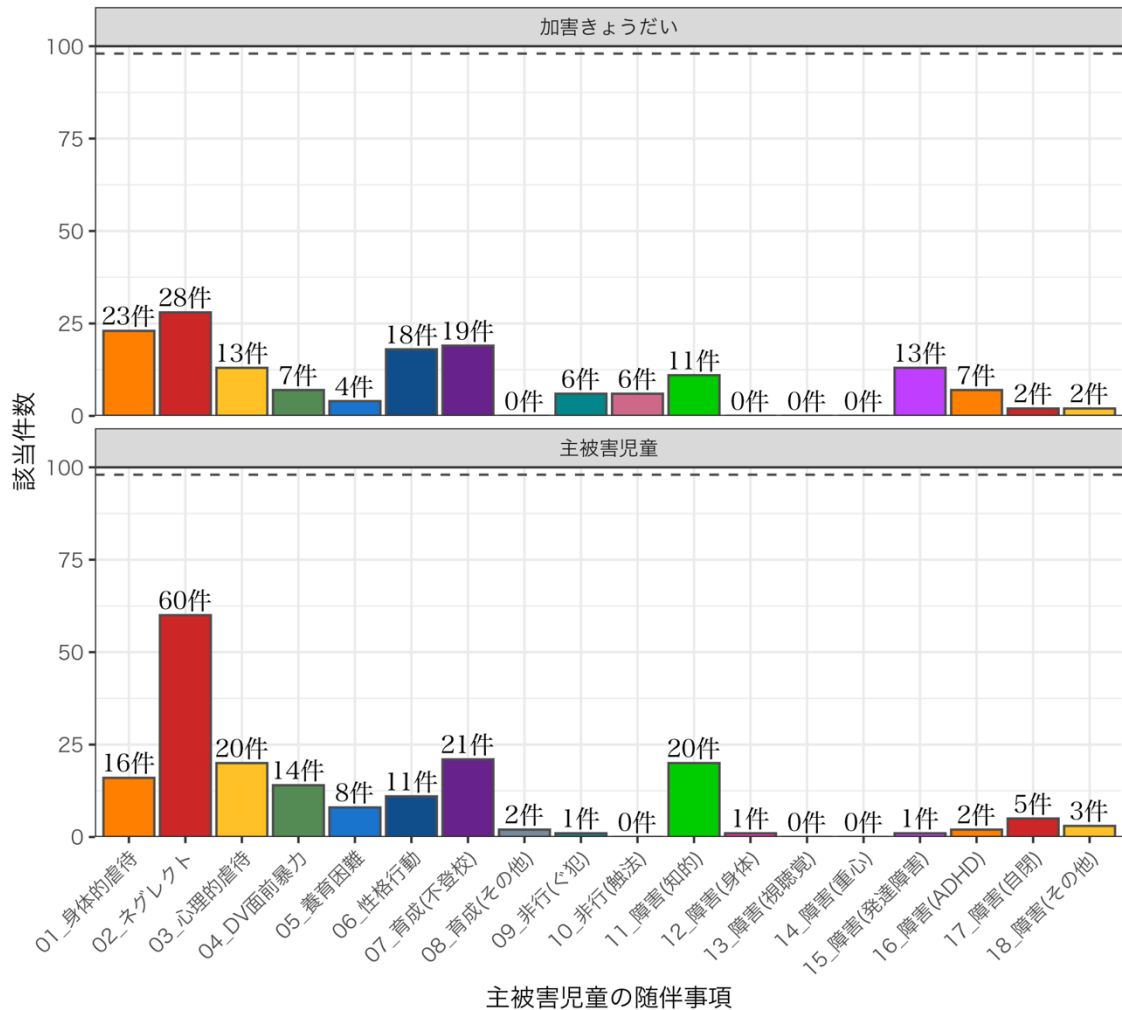


図 12.7 きょうだいによる家庭内性被害

加害報告のあったきょうだいと主たる被害児童に随伴する問題と障害

加害報告のあったきょうだいと、主たる被害児童に見られる随伴問題、あるいは障害については、該当箇所に類似する傾向があるものの、該当件数については、いくつか違いの見受けられる箇所が見受けられた。まず、全体として、加害きょうだいおよび被害児童の両方に対して、「身体的虐待」、「ネグレクト」、「心理的虐待」、あるいは「DV・面前暴力の虐待問題」が、複数例で併存していることが読み取られる。また、加害きょうだい・被害児童の両方で、「性格行動上の問題」や「不登校」、あるいは「非行の問題」が併存する割合が一定数認められた。子どもの障害に関しては、「知的障害」や「発達障害」への該当例も一定数の報告がある。

加害報告のあったきょうだいと被害児童とを比較する観点からは、第一に被害児童に対するネグレクトが、加害きょうだいに比べて該当数が多い結果となった。性被害が発生する原因・リスク要因として、あるいは、性被害があったという結果をもって評価される「ネグレクト」、その両者が

含まれるものと考えられるが、いずれの場合であっても被害児童に対する保護機能の不在状況が背景にあることが推測される。他にも、加害報告のあったきょうだいにおいて、「非行(ぐ犯・触法)」や「発達障害」への該当が、やや多いといった傾向も読み取ることができる。

知的水準の観点からは、被害児童の水準が「非常に低い」と形容される場合が4例含まれた。結果を図 12.8 に示す。知的障害あるいは知的側面での課題を持つ子どもが加害の対象となっている事例の存在がうかがわれる。

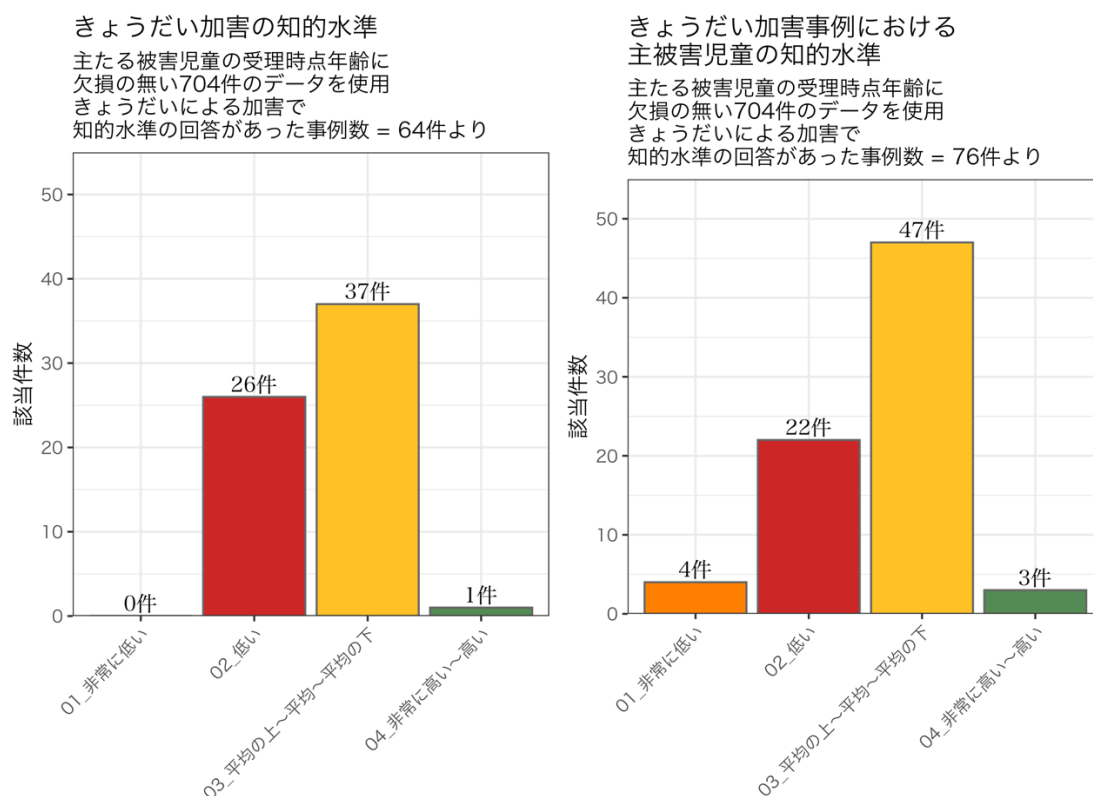


図 12.8 きょうだいによる家庭内性被害
加害報告のあったきょうだいと主たる被害児童の知的水準(目安)

12.3.6 家族構成と養育環境、他の加害者

きょうだい事例における家族構成に関する情報を図 12.9 に示す。家族構成については、潜在クラス分析の結果得られたパターン(第 9 章参照)を使用した。

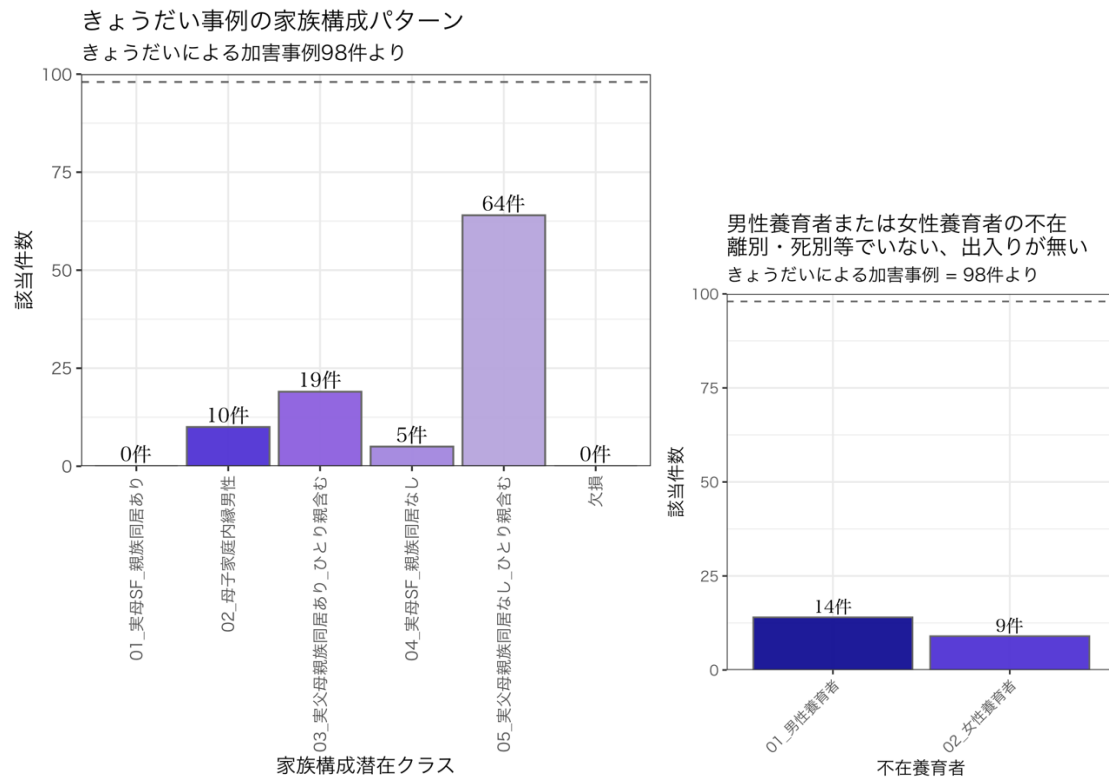


図 12.9 きょうだいによる家庭内性被害

きょうだい事例における家族構成と、男性養育者・女性養育者の不在

家族構成については、ひとり親である場合を含む実父・実母のいる家庭が最も多かった。祖父母や親戚等の同居がない例が64件、親族等の同居がある例が19件となった。母子家庭で内縁男性の居住がある例で10件、被害児童からみた実母のいるステップファミリーで5件のきょうだい加害事例が報告された。また、男性養育者が離別・死別等でいない・出入りがない例が14件、女性養育者の不在は9例で認められた。実父母家庭、ステップファミリー、ひとり親家庭、母子家庭に母の内縁者の出入りがある、親族の同居の有無など、多様な条件を持つ家族構成において、きょうだい間での性被害事例が発生していることが読み取られる。

続いて、家庭内で発生している虐待や養育上の課題(子どもの障害等)、養育環境等に関する情報をまとめた潜在クラスへの該当状況を図 12.10 に示す。各クラスの特徴については、第9章の結果を参照されたい。

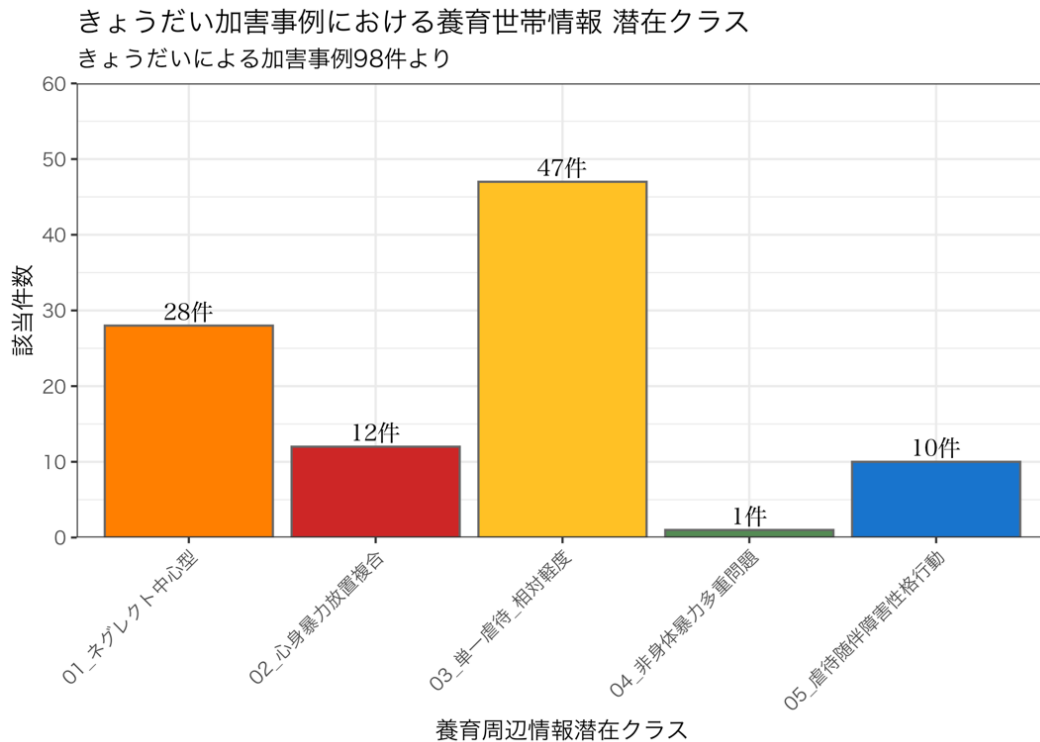


図 12.10 きょうだいによる家庭内性被害

きょうだい事例における家庭状況や養育上の課題に関する潜在クラス

集計の結果、きょうだいによる加害報告のあった事例において最も多いクラスは、「単一虐待、相対的に軽度」と形容されるパターンであり、各種虐待状況や養育環境に一部課題が認められるものの、全体として相対的に該当項目の少ない群となる。これに次いで、「ネグレクト中心型」と形容されるパターンが28件となった。「被害児童に対するネグレクト」に77%が該当し、これは「不適切な養育環境」や「複数人が極端に狭い部屋で寝ている」などの環境上の問題があることを特徴とする群となる。他にも、被害児童に対する身体的虐待や心理的虐待などの明示的な暴力環境とネグレクトが複合した事例群、各種虐待に加えて被害児童に加えて被害児童に発達障害が随伴することのある事例群などが該当した。

ここで、きょうだいによる加害報告があった事例における「他の加害者」について、該当状況を整理しておく。すなわち、「主たる被害児童が、きょうだいと他の加害者の複数の者から性被害を受けていた状況」に相当する(図 12.11)。これにあわせて、「非加害親である」と明示された回答報告も示す。

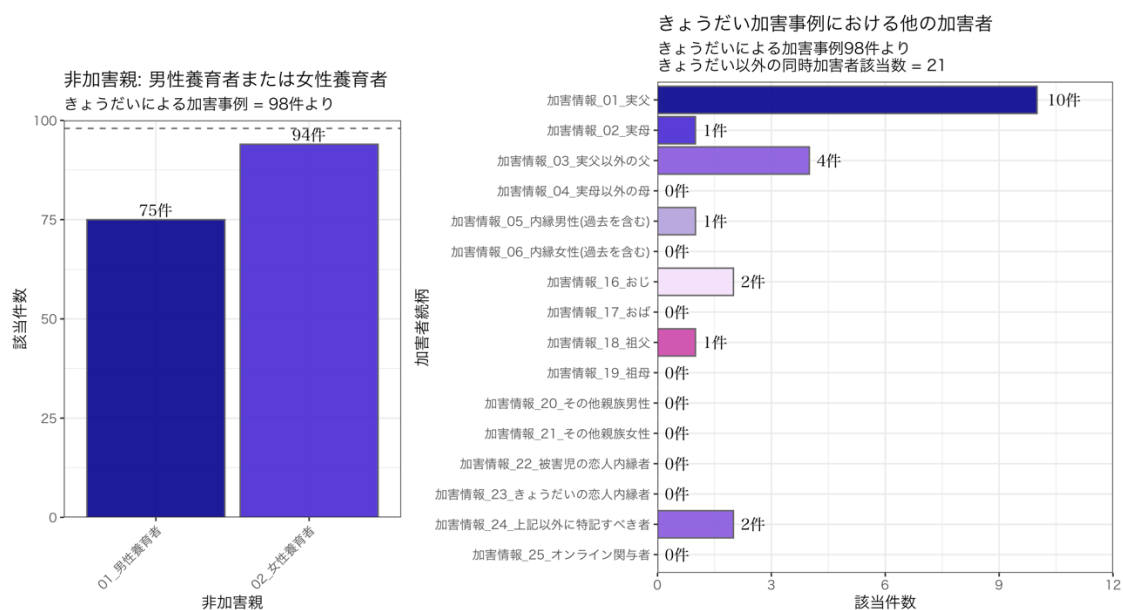


図 12.11 きょうだいによる家庭内性被害
きょうだい事例における非加害親と他の加害者

きょうだいによる加害報告のあった事例として組み入れられた 98 件の事例のうち、94 件の事例では、女性養育者に「非加害親である」という明示的な回答報告があった。他方、男性養育者については、75 件のみが「非加害親」との回答報告にとどまっていた。

きょうだい事例における他の加害者について報告を集計すると、「実父」が 10 件、「実母」が 1 件、「実父以外の父」が 4 件、「内縁男性」が 1 件、「おじ」が 2 件、「祖父」が 1 件、「その他特記すべき者」が 2 件該当した。すなわち、98 件のきょうだい事例のうち、少なくとも 10 件以上の例において「他の加害者がいる」ことが示された。主たる被害児童の視点からは、複数名の家族から被害を受けていたことを示す結果となる。

12.3.7 きょうだい事例における養育者の特徴、主たる被害児童との関係

調査設計にかかる限界から、本事業の調査では「加害したきょうだいと養育者の関係」については、加害報告のあったきょうだいに随伴する問題としての各種虐待被害の状況を除いて、情報が得られていない。したがって本節では、きょうだい事例における養育者に関する情報と、養育者と主たる被害児童の関係についての情報を整理する。

きょうだい事例における養育者の職業区分と、他の養育者に対する態度情報についての潜在クラス該当状況を図 12.12 に示す。養育者に関する回答情報が得られなかった場合や、ひとり親世帯等によって「欠損」となっている例が、男性養育者・女性養育者共に 43 件含まれている。

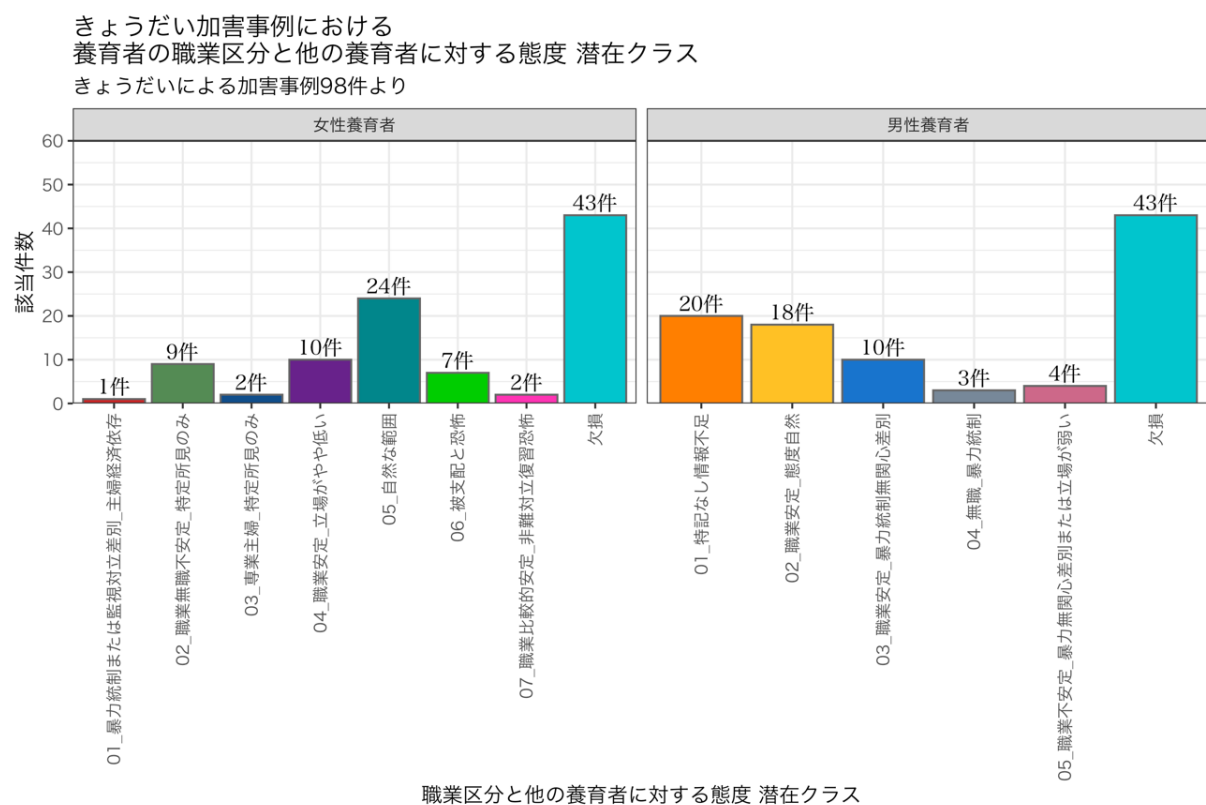


図 12.12 きょうだいによる家庭内性被害

きょうだい事例における養育者の職業区分と他の養育者に対する態度の潜在クラス

結果をみると、女性養育者については、「自然な範囲」と形容される例が(欠損を除いて)最も多く、24件となった。一方で、他の養育者との関係で何らかの課題を持つ場合も一定数みられ、立場の低さや被支配と恐怖を抱いている場合も認められた。

男性養育者については、欠損と情報不足を除いて「自然な範囲」と形容される例が18件となり、一方で「暴力的統制」や「立場が弱い」といった所見に該当する例が、一定数で認められた。

次に、きょうだい事例における各養育者の被害児童に対する態度情報について、図 12.13 に潜在クラス別での該当状況を整理する。男性養育者・女性養育者のそれぞれで、欠損が23例ずつ含まれている。

きょうだい加害事例における
養育者の主たる被害児童に対する態度 潜在クラス
きょうだいによる加害事例98件より

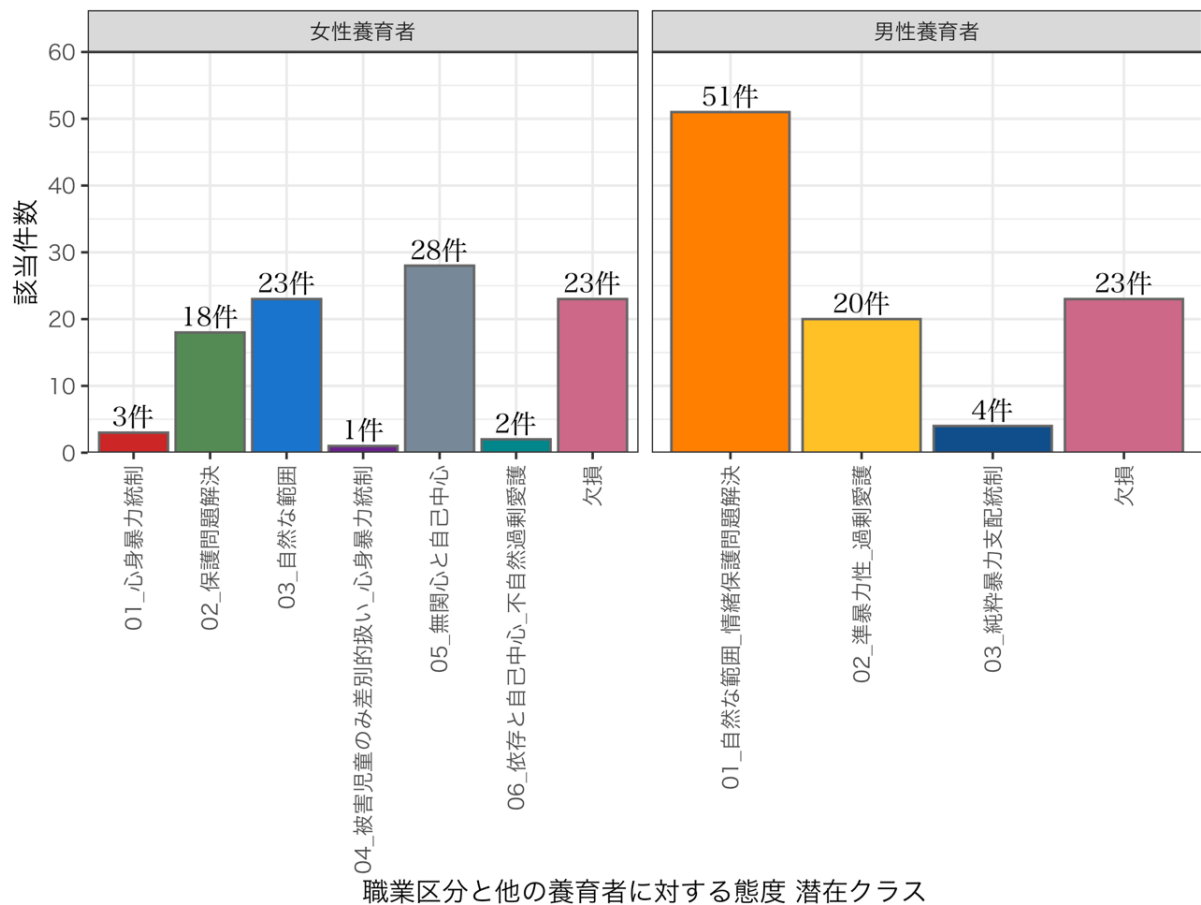


図 12.13 きょうだいによる家庭内性被害

きょうだい事例における養育者の主たる被害児童に対する態度

女性養育者の主たる被害児童に対する態度については、「保護問題解決」が18件、「自然な範囲」と形容される例が23件となり、これらを合わせると41件となった。次いで、「無関心と自己中心」が多く、28件に該当した。主たる被害児童に対する心理・暴力的統制や、差別的扱いを伴うもの、依存や自己中心・不自然な態度や過剰愛護のいずれかを含むパターンにも数例の該当がある。

男性養育者については、51件で「自然な範囲」や「保護・問題解決」に相当するパターンに該当が認められた。一方で、24件には主たる被害児童に対する「暴力的統制」、あるいは「過剰愛護」といった関係を持つパターンに該当した。

主たる被害児童が、養育者に抱く評価や感情については、その潜在クラス別の該当状況を、図12.14に示す。ひとり親家庭の場合を含め、所見報告のなかった欠損例は29件あった。

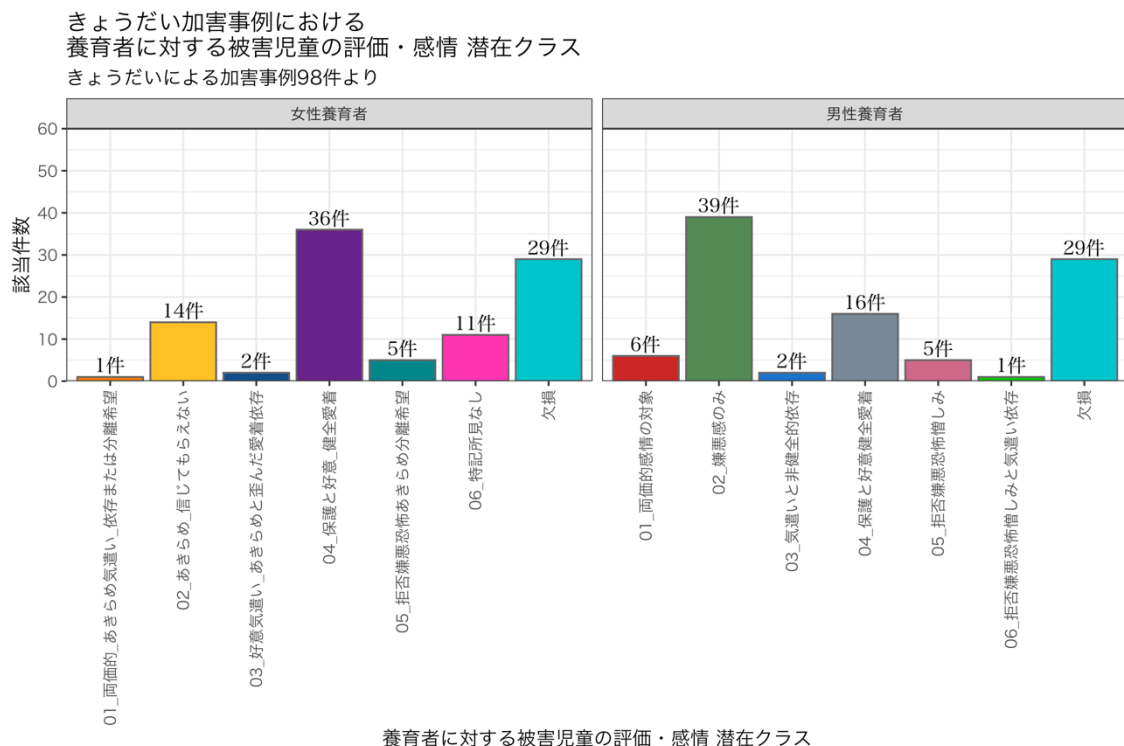


図 12.14 きょうだいによる家庭内性被害

きょうだい事例における主たる被害児童の養育者に対する評価・感情

女性養育者に対する主たる被害児童の評価・感情については、36 件で「保護・好意の対象、健全な愛着関係」を特徴とするクラスに該当し、11 件が特記すべき事項の認められないクラスに該当した。合計して 47 件となる。これらに次いで、「あきらめ、言うことを信じてもらえない」ことを最大の特徴とするクラスに 14 件該当し、歪んだ依存や愛着関係、分離希望などの対象となる例も一定数で認められた。

女性養育者に対する主たる被害児童の評価・感情については、「特筆所見が認められないか、嫌悪感のみ」に該当する例が 39 件、「保護・好意の対象、健全な愛着関係」と形容されるパターンで 16 件該当した。合計 55 件となる。他方、両面的感情の対象や拒否嫌悪、憎しみや不健全な依存の対象となっている例も一定数該当している。

各養育者に対する外部から観察された所見や、関係機関からの情報に基づく所見について、潜在クラス別に該当状況を整理する(図 12.15)。

きょうだい加害事例における
養育者の外部観察所見 潜在クラス
きょうだいによる加害事例98件より

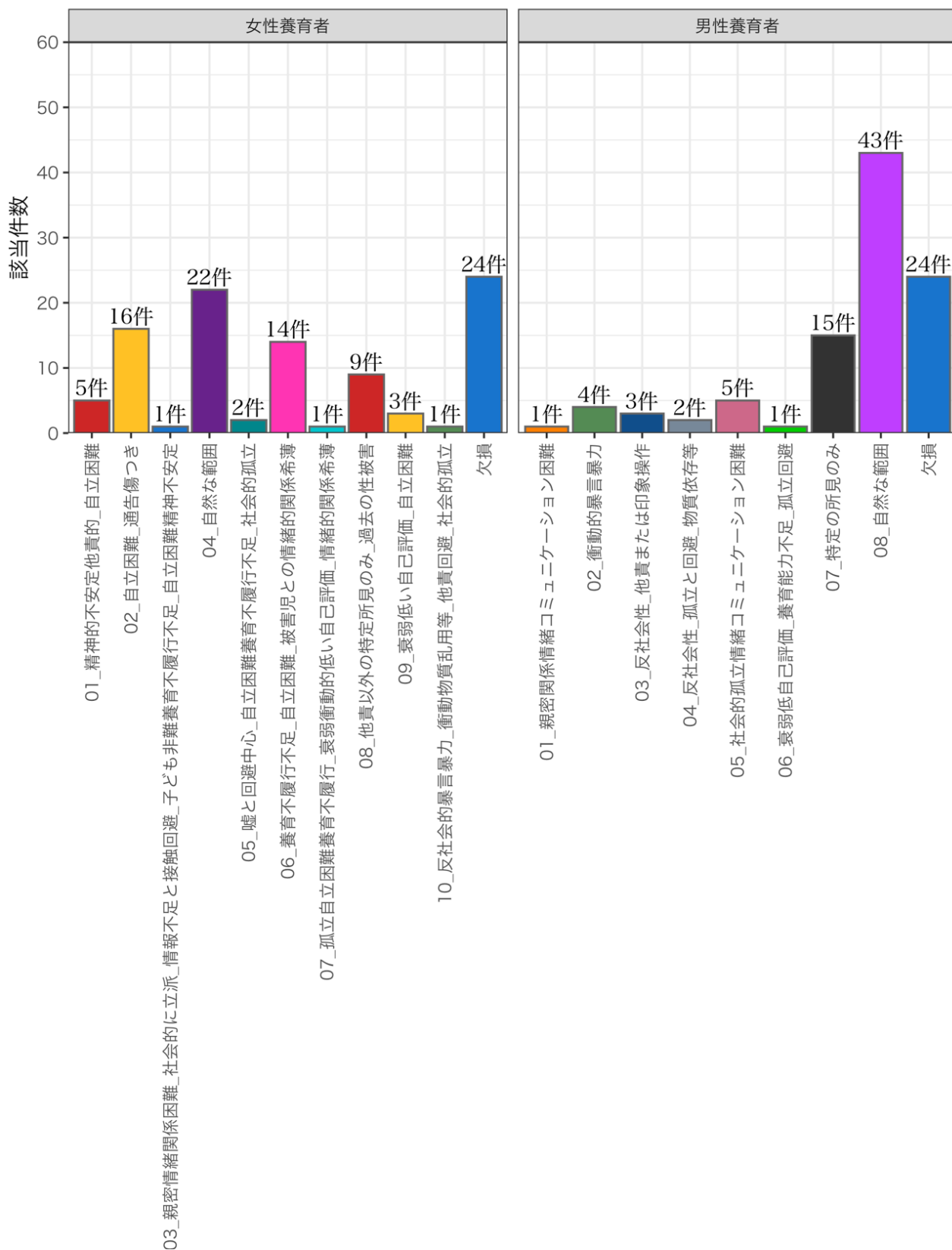


図 12.15 きょうだいによる家庭内性被害: 養育者の外部観察所見 潜在クラス

女性養育者の外部観察所見では、「自然な範囲」と形容されるクラスへの該当が24件の欠損例を除いて最も多く、22件となった。次いで、16件で「離婚等が発生した場合に、経済的な自立が困難であり、通告による傷つきがあること」を特徴とするクラスに該当した。それ以外では、「養育スキルの不足、不履行または不適切、被害児童との情緒的関係が希薄」と形容される例が14件となり、その他「他責的」、「孤立」、「精神的衰弱」、「関係機関との接触回避」、「低い自己評価」など、課題を抱える様相にも該当が報告されている。

男性養育者については、43件で「自然な範囲」、15件で「特定の所見のみ」と形容されるクラスに該当した。その他では、「反社会性、暴言・暴力」、「社会的孤立」、「情緒的関係やコミュニケーションの困難」、「物質乱用」、「印象操作や他責」等の特徴を有するクラスへの該当も一定数認められている。

12.3.8 開示相手・発見者と発覚経緯

ここまで、きょうだいによる加害報告のあった事例における、家庭内の情報について整理してきた。本節では、被害発覚の経緯や開示相手・発見者情報など、被害の発覚に関する情報を整理する。なお、当該集計に含まれるのは、「児童相談所または市区町村で性被害が把握されている事例」であって、被害の把握されていない潜在例は含まれていないことに十分留意されたい。

発覚の経緯については、「被害児童本人の開示」が98件中63件と最も多く、次いで、「保育園・幼稚園、学校関係者の疑いから」が20件、「親族等の目撃」が18件と続いた(図12.16)。

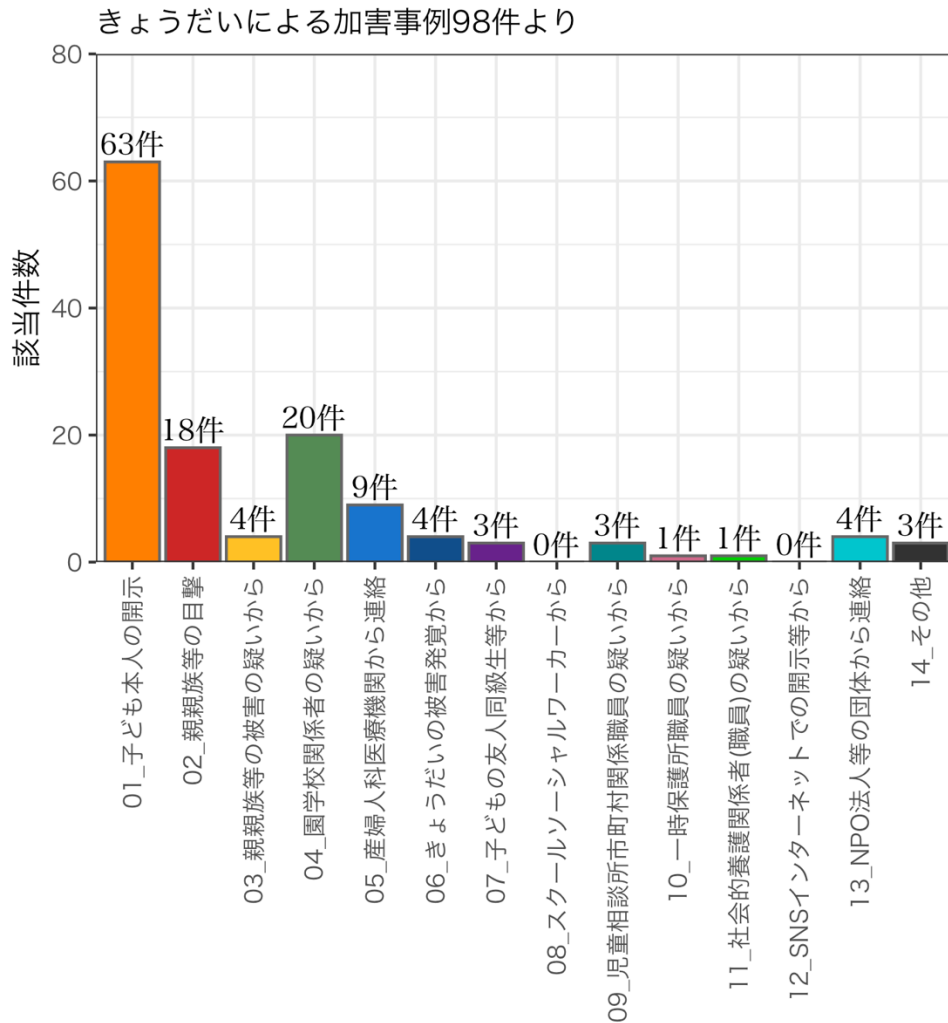


図 12.16 きょうだいによる家庭内性被害：発覚の経緯

その他にも、産婦人科等医療機関からの通告が9件、他のきょうだいの被害発覚が4件、被害児童の友人・同級生等からなどの発覚例も含まれている。

通告・相談につながった主たる被害児童の開示相手・発見者に関しては、母(実母以外の母を含む)が26件と最も多く、担任教諭や養護教諭、その他の学校関係者やスクールカウンセラーなどの学校関係者がそれに続いた。また、警察での開示・発見による通告が7件、友人同級生への開示で7件、通告につながっていた。その他の例も含め、結果を図12.17に示す。

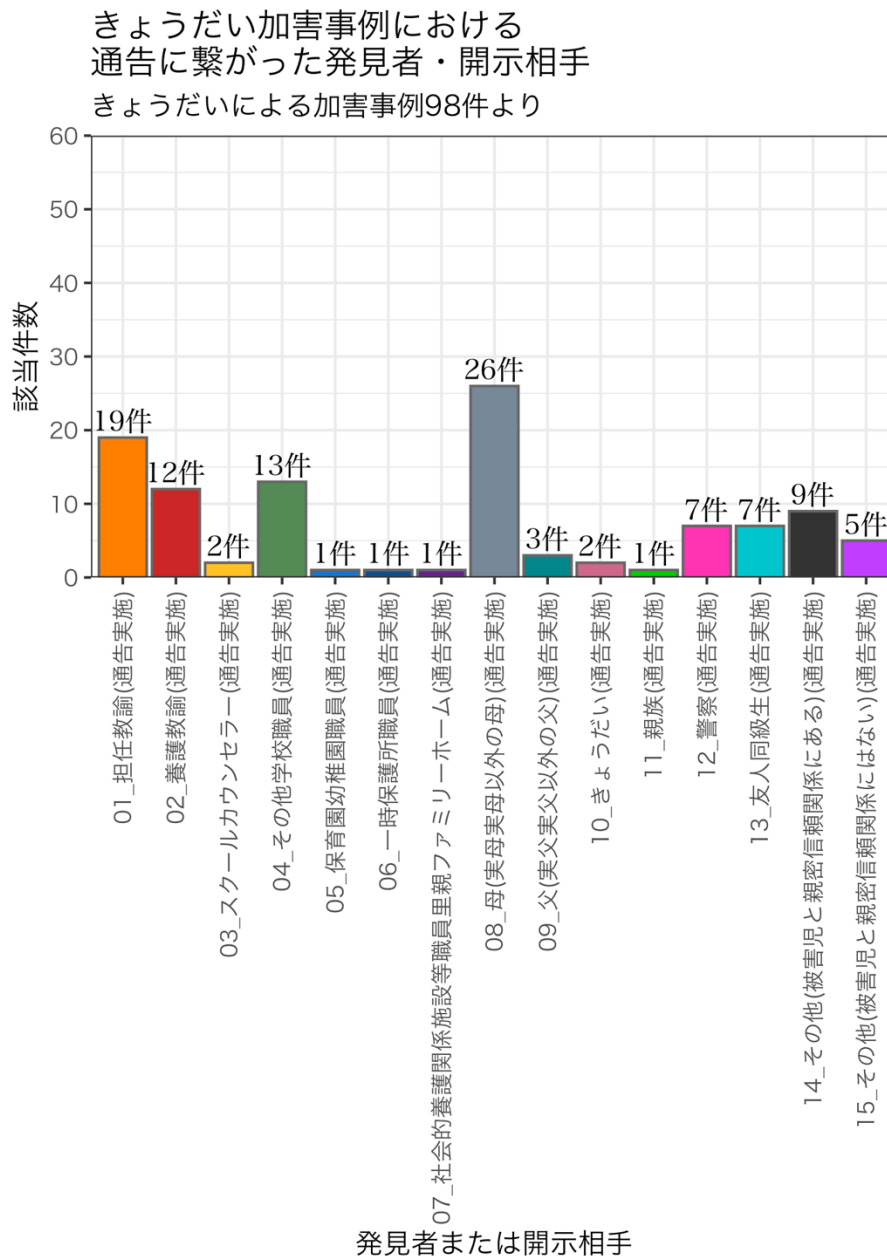


図 12.17 きょうだいによる家庭内性被害: 通告につながった開示相手・発見者

通告につながらなかった過去の開示相手・発見者について、回答の得られた内容については、母が13件、父が3件、他のきょうだいが4件と、家庭内部者の該当がきょうだい事例においても報告された。また、「友人同級生」にも3件の該当が認められ、学校関係者にも数例該当報告がある(図 12.18)。

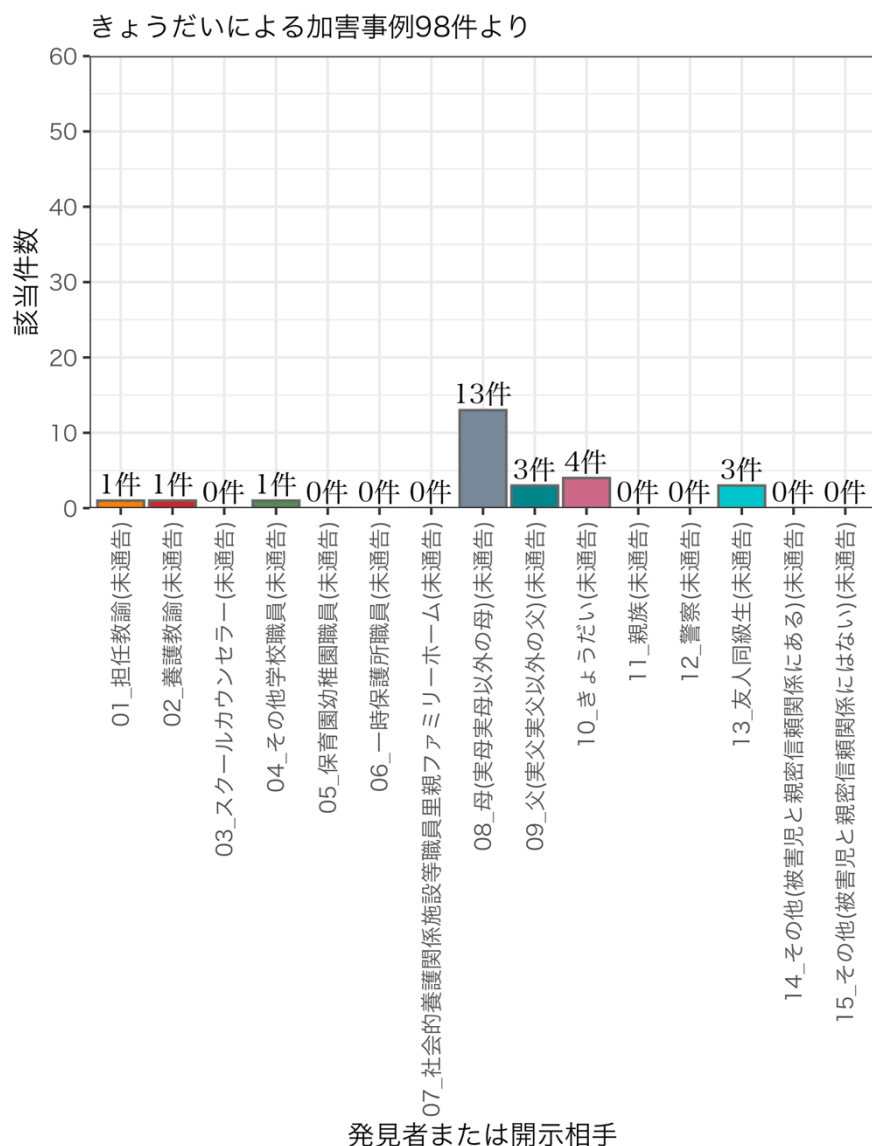


図 12.18 きょうだいによる家庭内性被害
通告につながらなかった過去の開示相手・発見者

12.3.9 きょうだい事例における課題の把握と一覧

きょうだいによる加害報告のあった事例について、多角的な集計を行うことで、様々な被害発生状況を推測させる情報が得られた。本節では、それらを総合して被害発生に関わる情報を一覧で可視化する。養育者について、「自然な範囲」と形容されるパターンなどを除いた、課題と考えられる事項についてのみ抽出を行い、事例ごとの該当状況を一覧で図 12.19 に示した(図 12.19 きょうだいによる家庭内性被害: 想定課題所見の該当状況一覧)。なお、すべての項目で組み合わせが同一の事例は、一例も含まれなかった。

きょうだい加害事例における 想定リスク要因の該当箇所
きょうだいによる加害事例98件より

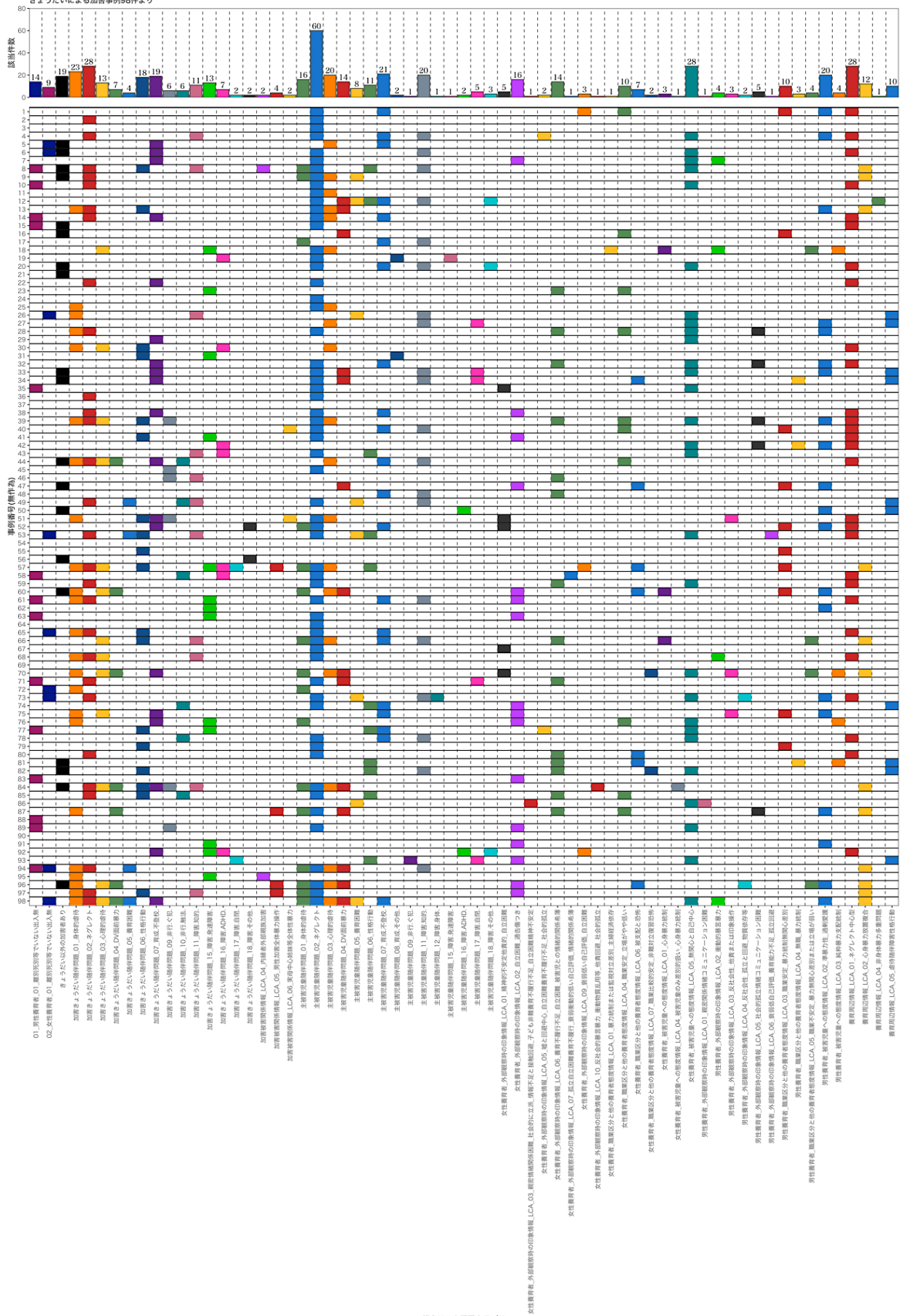


図 12.19 に示されたとおり、多種多様な状況下で、「きょうだいによる加害」が報告された事例があることが確認できる。

母子家庭・父子家庭などのひとり親家庭や、その他様々な家族構成がある。また、きょうだいが加害に該当するとは限らず、同時に実父や実父以外の父、内縁者や母親などの同時加害が発生することもある。加害報告のあったきょうだいに対して、各種虐待が伴う例や、性格・行動上の問題、非行、あるいは知的障害や発達障害を伴う場合もある。主たる被害児童においても同様である。男性養育者、あるいは女性養育者に何らかの課題所見が認められる場合もあれば、両者ともに該当がない場合も含まれており、養育環境等に課題所見が認められる場合もあれば、そうでない例も含まれる。

しかし、多種多様な例が含まれるものの、その圧倒的大多数で「何らかの課題所見がある」ことは明らかである(図 12.19 にあげた加害所見に該当報告のない例は、2 例のみであった。潜在クラス分析における回答所見の欠損など、回答報告に限界のある例も含まれている)。なかでも、目立って該当の多い項目が、「主たる被害児童に対するネグレクト」や「女性養育者の無関心・自己中心」、あるいは「加害きょうだいに対するネグレクト」、「ネグレクト中心型の養育環境・世帯情報」という結果となった。また、被害児童やきょうだいを含めて、全体に虐待行為が及んでいる例や、きょうだいと同時に、養育者を含めて他の加害者が存在する例も含まれている。

被害児童、あるいはきょうだいの障害に関しては、いくつか示唆的な情報が得られている。まず、「被害児童における知的障害」、「被害児童における発達障害」などの障害単独を課題として家庭内性被害が発生している例は、本事業調査において、一例も含まれなかった。被害児童の障害に随伴して、ネグレクトや身体的虐待など、他の課題事象が随伴していた。加害きょうだいの障害に関しても、原則同様の傾向があり、障害以外に虐待等の課題所見が数多く随伴していた。ただし、加害きょうだいの障害については、男女養育者について、特筆される課題所見が認められない例も数例含まれており、きょうだいが有する障害(発達障害)を主たる要因として発生したと考えられる「きょうだい間の性的問題」も少数ながら見受けられた。

12.4 考察

本章では、「子どもの家庭内性被害」のうち、「きょうだいに加害の該当報告があった事例」に関する各種回答結果を整理した。その結果、きょうだいや被害児童の年齢、被害内容から家族形態・関係に至るまで、多種多様な組み合わせのもとで被害が発生している様相が観察された。「きょうだい」と表現されても、それが 18 歳未満の「児童」であるとは限らない。

被害内容についても、比較的初期の段階で発見されたと思像されるものから、10 年以上にわたる深刻な被害までが含まれた。兄から妹への加害が件数としては多いものの、弟から姉への加害なども発生している。養育環境にも様々な課題が併存する例があった。子ども間の年齢関係や全体の

状況を鑑みれば、どの立場の者・子どもが「加害」、あるいは「被害」に相当するのか、明確に断定されうる場合もあれば、単純には割り切ることのできない事例も含まれた。当該結果を踏まえ、「きょうだいによる家庭内性被害について、それを一口に記述することはできない」というのが正面からの記述となる。

ただし、被害の発生状況は多様ではあるものの、各種事例に共通する事項として、あるいは全体を総合して言及されうる観点もいくつか得られている。

第一に、きょうだいによる加害に該当報告のあった事例において最も顕著であった特徴は、「被害児童に対する随伴問題としてのネグレクト」である。被害児童に対する無関心等から、きょうだい間での閉鎖的環境が生じ、性被害が発生したという「原因としてのネグレクト」が、まず想定される。そして、「性被害が発生した」ことを持って、「被害児童に対するネグレクトがあった」と評価・報告される、「結果としてのネグレクト」も、ここに含まれているだろう。いずれの場合であっても、被害児童に対する保護機能が不在、低下、あるいは剥奪された状況が、きょうだい間での性被害の発生に関わる主たる特徴であることが想定される。当該傾向を補足する他の記述として、「加害きょうだいへのネグレクト」や「女性養育者の被害児童に対する自己中心的態度・無関心」、「女性養育者の被害児童に対する無関心・情緒的関係の希薄さ」、「ネグレクト中心型と形容される養育・世帯情報」への該当も、相対的に高い該当報告が得られた。

ただし、「ネグレクト」は主たる特徴として記述されうる一つの要素であって、家庭全体に暴力構造がある場合など、他の被害構造も報告されている。また、非加害養育者がDV等により衰弱させられている場合や、養育者による家庭全体への(性)加害を背景として、親子関係が希薄化している場合などにより、結果的に保護機能が「低下」あるいは「剥奪」されている場合も想定される。監護責任という視点からも、単純には割り切れない課題が内包されていると言えるだろう。

第二に、「きょうだいによる加害」が報告される事例において、一定数では他の加害者が存在している。実父や実父以外の父、母親の内縁男性、あるいは祖父や外部の関与者等による加害の同時併発例が報告された。主たる性被害児童の視点からは、家庭内外に複数の加害者がいるという状況にある事例である。当該ケースは、明らかに「きょうだい間だけ」に課題のある問題ではない。

第三に、「加害に該当したきょうだい」に関しても、身体的虐待や心理的虐待、ネグレクト等の虐待が併存している事例が多数含まれている。当該事例については、「加害したきょうだいの問題のみに起因して発生した性被害である」とは形容されないだろう。当該ケースについては、加害に該当の報告のあったきょうだいについても、虐待等の「被害児童」である。

第四に、「主たる被害児童の障害のみに起因して発生した性被害」は、本事業調査では一例も該当が認められなかった。主たる被害児童に知的障害や発達障害、身体障害等が認められた例には、その背景には各種虐待やネグレクト、養育者との情緒的な関係の希薄さなど、他の課題事項が随伴していた。すなわち、「被害児童における障害は、特定条件下における性被害のリスク要因であっ

て、被害児童の障害のみが原因となって、きょうだいによる性被害が発生するとは考え難い」と、現時点・本調査事業の結果からは結論づけられる。

当該傾向は、「加害に該当があると報告されたきょうだい」についても同様である。ただし、「加害きょうだいの障害」、特に「発達障害」に該当報告のあった事例については、養育者や被害児童に、明確な課題所見が認められない例でも性被害が発生している例が、数例存在した。このことから、障害のある子どもについては、「性の問題に関するケアニーズを有している」と考えることができる。

ただし、ここで、本事業の調査には複数の限界があることを合わせて指摘しておく必要がある。特筆して、障害の定義・診断が不明瞭な調査設計であったこと、あるいは養育者の所見を中心に欠損・未報告となる情報が含まれていることである。きょうだいの障害のみが所見として得られている事例についても、「養育者の所見に欠損があり情報がなかった」、「障害の診断あるいは該当にかかる信頼性に不足があった」などの調査上の限界が付随しており、「加害きょうだいの障害以外で、何らかの背景課題が存在している可能性」を見落としていることが指摘される。子どもの障害を唯一の加害原因と想定する解釈は、本調査事業において成立しない。

総括して、きょうだい間で発生する性的問題の発生状況には複数のパターンがある。(他の家庭内性被害と同様に)個別の事例に応じたアセスメントや対応が求められると言えるだろう。